



令和3年

9/8 (金)

14:00～16:00

オンライン開催

# 誰にも共通する SOGI (性的指向と性自認)の人権

**対象者** 全教職員、学生及び一般の方

**参加申込** お申し込み、参加方法の詳細はこちらのコードからご確認ください



講師

なんもり法律事務所 弁護士

吉田 昌史氏 南 和行氏

## 講師紹介

講師は共に弁護士で、大阪市内の「なんもり法律事務所」の共同経営者である。二人は、私生活でもパートナーであり、2011年に結婚式を挙げた「弁護士夫婦」である。二人の公私にわたる生活は、テレビドキュメンタリーやドキュメンタリー映画でも取り上げられている。「なんもり法律事務所」には、同性愛だけでないセクシュアル・マイノリティからの相談も多く、戸籍の性別を理由にスポーツクラブから利用拒否を受けた性同一性障害の診断のある人の慰謝料等を請求した訴訟等で原告代理人を務める。また法律上の性別取り扱い（戸籍の性別）に関する案件も多く手掛けている。二人三脚の二人であるが、南については、松竹芸能所属のタレント弁護士としてテレビ番組でのコメンテーター出演や、映画やドラマの監修、執筆や講演など弁護士業務以外でも幅広い活動をしている。

## 講演内容

LGBT (LGBTQ そのほか) など性的少数者を表す言葉は、今や学校教育でも取り上げられるようになり、性的少数者が存在することについての認識は広がり、性的少数者に対する配慮も多くの人に意識されつつある。

しかし、性的少数者が直面する課題や困難を、「本人の属性のせい」と理解することは、とすれば性的少数者を社会の中で特別なものとして囲い込むことにもなってしまう。

SOGI (あるいはSOGIE) という考え方は、性の問題をあらゆる人に共通する人権であるという視点に立脚するものである。講師らが関わった裁判案件を中心に、社会的多数者のマジョリティとしての裁判官の視点を批判的に検討し、そもそも法律や制度の中に組み込まれた「想定外の属性の排除」について問題提起をする。

**障害のある方など、特別な配慮が必要な場合は 8月20日(金)までにご連絡ください。**

お問い合わせ：総務部総務課法規係 (TEL 06-6879-7015)

主催：大阪大学人権問題委員会

共催：大阪大学学生生活委員会 / 大阪大学男女協働推進センター / 大阪大学キャンパスライフ健康支援センター